

第19回熊本県本人確認情報保護審議会 議事録

- 1 日 時 令和2年12月23日(水) 午前10時から午前11時30分まで
2 場 所 熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
3 出席者 <審議会委員>
中嶋会長 谷口委員 原島委員 山口委員 渡辺委員
<事務局>
清田市町村課長 入田審議員 中村主幹 合志主幹 鈴木主任主事
尾崎主事 原主事 能満主事 荒牧主事

4 議題等

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの概要について

(2) 報告事項

①本人確認情報保護対策について

- ・ 県の本人確認情報保護の取組み
- ・ 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援
- ・ 知事以外の執行機関が本人確認情報を利用及び提供する事務の改正について
- ・ その他

②報告事項に係る意見交換

5 主な審議内容

(事務局) 第19回熊本県本人確認情報保護審議会を開催する。

委員総数7名中5名が出席。出席者が過半数に達していることから、熊本県住民基本台帳法施行条例第11条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立していることを報告する。

(1) 住基ネットの概要について

(中嶋会長) 本日の会議では、住民基本台帳ネットワークシステムにより、県が本人確認情報を利用及び提供する事務の改正やシステム利用状況等の報告が予定されている。

まず、住民基本台帳ネットワークシステムの概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

(2) 報告事項

①本人確認情報保護対策について

- ・ 県の本人確認情報保護の取組み
- ・ 市町村の本人確認情報保護対策に係る支援
- ・ 知事以外の執行機関が本人確認情報を利用及び提供する事務の改正について
- ・ その他

(中嶋会長) 報告事項について、事務局からまとめて報告いただいた後、御意見等をお願いする。

(事務局説明)

②報告事項に係る意見交換

(渡辺委員) 令和2年7月豪雨災害に伴う住基ネットシステム障害で、球磨村が転出証明書が発行ができなかったとのことだが、件数は多かったのか。

(事務局) 件数は6件あったと聞いている。

(渡辺委員) システム障害に係る取扱いについて国から通知の発出がなかったとのことだが、令和元年台風15号の時は、国からの通知はあったのか。

(事務局) 国から各都道府県に通知されており、また、熊本地震の時も国から通知があった。

今回、国に迅速な対応をお願いしたが、国で検討されている間にシステムが復旧したことから、通知の発出には至っていない。

(渡辺委員) この6件については、大きな支障はなく手続きは進められたのか。

(事務局) システムが復旧した後に入力し、処理を行ったと聞いている。

(谷口委員) 平成16年から3年に1度外部監査を行っているが、今回の対象所属は初めて監査を受けたのか。

また、6所属のうち5所属は改善するところがあるとのことだが、引き続き管理を徹底していただきたい。

(事務局) 初めて外部監査を受ける所属もあれば、2回目の所属もある。

(谷口委員) 監査が2回目でも、指摘があったということか。

(事務局) そのとおり。

(原島委員) 市町村に対する支援の部分で、自己点検は毎年度行っているのか。また、年度によって変わるようなものが多いのか。

(事務局) 自己点検は毎年度実施しており、項目も同じ。総務省のチェックリストに基づき、各項目3点満点で、自己点検をしていただいている。

(原島委員) これは法律上決まっているものか、あるいは県独自のものか。

(事務局) 自己点検自体は、法に規定されたものではないが、法に基づく指導の一つとして全国で実施しており、自己点検の結果をもとに監査を行っている。

(原島委員) 自己点検結果が満点に満たない団体が11団体ある。毎回同じ団体か。

(事務局) 11団体中3団体ほどは、毎年同様の団体である。

(原島委員) 「熊本県医療事業(水俣病総合対策事業)における手帳等に関する事務」の検索数が増えているが、特別な事情があるのか。

(事務局) 昨年までは離島に住んでいて手帳を持っている方が対象であったが、今年度から離島居住者以外も対象としたことから利用事務の検索数が増加した。

(原島委員) どういうときに検索するのか。

(事務局) 生存確認時に利用している。

(山口委員) 住基ネット端末の機器更改は、市町村課で取りまとめをしているのか。

(事務局) 市町村課と情報政策課が連携して行っている。端末をリース契約するのが情報政策課で、配備するのが市町村課。

(中嶋会長) 県の本人確認情報の取組みと市町村の対策支援が合理的に行われているのか。それぞれ役割分担を行っているのか、それとも重複している部分があるのか。

また、外部監査人はどのような経緯で選定されるのか、あるいは今後変わる可能性はあるのか。

(事務局) 市町村の内部監査については、市町村の職員が監査を行い、住基JPKI監査はJ-LISが委託した監査法人が行っている。いずれも点検項目は同じ。内部監査は自己点検であり、外部監査は第三者の目で監査を行うという目的で実施している。

県の内部運用監査と外部監査についても市町村の監査と同様の趣旨で実施している。外部監査人は競争入札で選定している。

(中嶋会長) 以前の外部監査では、今回とは別の事業者が受託したのか。

(事務局) 別の事業者が受託している。

(中嶋会長) 自己点検の趣旨は何か。自己点検と同じ項目を外部監査人に監査してもらう意義は、自らしっかりチェックをし、改めて外部の客観的な視点で確認することか。

(事務局) 自己点検を実施した上で、外部監査により点検の結果が適正かどうかを確認することを目的としている。

(山口委員) 市町村の担当者も人事異動等で変わるため、どのようなことを見ていけないといけないかが十分理解できていない部分がある。そういう意味でも自己点検は非常に重要。

(原島委員) 市町村に対して外部監査を行う際に、前段階において県がチェックをし、改善計画書を提出させているが、監査人の立場として適切なのか疑問。

(事務局) J-LISが行う監査だけでは、6年に1回しか実施できないことから、それとは別に県が独自に行うことで、3年に1回、県もしくはJ-LISの監査が実施可能となる。セキュリティ維持という目的から実施している。

(渡辺委員) 今後デジタル化が進められるが、どのようにして通常業務と並行しながら、進めていくのか。

(事務局) 住民記録、地方税など17業務の標準化が国から示されており、国が標準仕様書を作成し、法律で義務づけていくという検討が進められている。それぞれのシステムについては、専門的なものであることから、県もしくは市町

村においても担当部署のみではなく、情報政策部署と連携をしながら進めていくことになる。

県でも、どのようなことができるのかを、市町村課と情報政策課で検討している。標準化については、2025年度までの5年間の移行期間があるが、システムの更新時期や導入経費の問題もあるかと思う。そのようなものも踏まえながら対応を考えていきたい。

(中嶋会長) 地方行政のデジタル化といった問題が進展していくことによって、この審議会の役割はどのようになるのか。

(事務局) 当審議会においては、県が独自利用するために条例、規則に追加する事務についての審議や、県及び市町村の本人確認情報保護対策についての審議をいただいている。

今回、住民記録システムの標準化という話も出ているので、このようなものについても、随時報告させていただきながら、引き続き、条例改正に関する意見や保護対策についての審議をしていただくことを考えている。

(谷口委員) マイナンバーカードについて、2023年の3月末までには、ほとんどの住民がカードを保有するということだが、それに向けて計画はあるのか。

(事務局) マイナンバーカードについては、全国のすべての市町村において、交付円滑化計画を策定いただいている。本年度末までに大体50%程度、令和4年度3月末までにほとんどの住民が保有するというのが、国の全体スケジュールとなっている。

それぞれの市町村において、事業所や施設への出張申請受付を行ったり、写真撮影のサポートやスマホ等でも申請ができる案内をしたり、また市町村のケーブルテレビ等を使った広報や広報誌への掲載など、円滑化計画に沿った形でそれぞれ頑張っている。

(山口委員) 出張申請受付がマイナンバーカードの交付件数の伸びに大きく影響していると感じている。しかし、宇土市はあまり大きくない自治体なので、出張申請に割く人員やコロナの影響もあり、こちらから出向いていくことが難しく出張申請はできていない。

特別定額給付金やマイナポイントについてCM等で流されると、それに比べてかなり交付申請が伸びたということがあり、そうした国の動きが大きく影響すると実感している。ただ、市町村としては、国の動きを待つだけでなく、こちらから積極的に取り組んでいかなければいけないと思っている。

(原島委員) 下水道料について条例に基づき市町村に情報提供していたと思うが、どういった場合に提供されるのか。

(事務局) 下水道料を滞納し、住所地に本人が住んでいない場合、市民課や町民課は職権消除をする。その場合、滞納者はまた別のところに住所地を設定している可能性もあるので、そのような時に利用している。

(原島委員) その際、同じ熊本県内にいれば分かるが、他県に住んでいるときに市町村は、その他の県の知事に対して請求するのか。熊本県以外の市町村から熊本県知事に対して照会があったときはどうしているのか。

(事務局) 県外に住んでいる者の住所票の情報提供ができないため、検索することはできない。各事業担当課が戸籍の附票の公用請求を行い、住所の確認を行うことになる。

(中嶋会長) 他に意見はないか。

(中嶋会長) 本日の審議会はこれで終了する。

(以上)